

## 「中山間地域課題解決型起業支援事業費補助事業」実施要領

### (趣旨)

第1 中山間地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）及び中山間地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱によるほか、本実施要領の定めるところによる。

### (事業の概要)

第2 「起業支援事業」とは、広島県が、次項に定める業務を行う事業実施者（以下「執行団体」という。）を選定し、地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業をする者に対して、執行団体を通して、起業、事業承継又は第二創業（以下「起業等」という。）に必要な経費の一部の資金（以下「起業支援金」という。）の間接補助及び起業等に関する伴走支援を行うものである。

### (起業支援事業)

第3 起業支援事業は、次のとおり実施する。

#### 1 起業支援金の給付

執行団体は、広島県内において、次の（1）に定める要件を満たす者のうち、（2）に定める要件を満たす事業の起業等をする者に対して、当該起業等を行った者が要した（3）に定める経費の2分の1以内の額を、起業支援金として交付する。

ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

#### (1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 起業をする場合、当該年度における起業支援金の支給対象者の公募開始日以降、完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等（大企業及びみなし大企業を除く。以下「法人等」という。）の設立を行い、その代表者となる者であること。

事業承継又は第二創業をする場合、当該年度における起業支援金の支給対象者の公募開始日以降、完了日までにSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野において、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主、もしくは法人等の代表者となる者であること。

② 居住に関する要件

広島県内に居住していること、又は完了日までに広島県内に居住する予定であること。

③ 法人等の登記又は個人事業の開業の届出を広島県で行う者であること。ただし、事業承継又は第二創業の場合で、法人等の登記が広島県外であっても広島県内の中山間地域で事業を実施することが確認できる場合は対象とする。

④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人等の役員等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑥ 広島県及び執行団体が起業支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

次に定める事項の全てに該当すること。

- ① 広島県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して中山間地域の地域課題の解決を目的とした起業等であること。  
ただし、事業承継又は第二創業をする場合には、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であること。  
また、以下に定める(ア)から(ウ)の全ての要件を満たす起業等であること。
  - (ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)。
  - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること(事業性)。
  - (ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)。
- ② 広島県内の中山間地域で実施する事業であること。
- ③ 当該年度における公募開始日以降、完了日までに新たに起業等をする事。
- ④ 公序良俗に反する起業等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二条において規定する風俗営業等)でないこと。

(3) 対象経費

- ① 起業等をする者が起業等に要する経費

対象経費の区分	補助率及び上限額
人件費(※)、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等	対象経費の2分の1以内 (1件当たり最大200万円)

(※) 人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

- ② 対象経費には消費税及び地方消費税を含まない。
- ③ 他の補助金の対象となっていない経費であること。

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の交付を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を執行団体に提出する。

(2) 交付方法

執行団体は、社会的事業に知見を有する者等から構成する外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て執行団体が(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

(3) 支給方法及び支給時期

起業等をする者は、執行団体から起業支援金の交付決定を受けた当該事業（以下「交付決定事業」という。）について、開業又は法人等の設立後、完了日までに執行団体に実績報告書を提出する。

執行団体は、実績報告書の内容の確認及び証憑書類の検査を行い、起業等をした者に対する支給額を確定し、精算払を行う。

### 3 執行体制

第2に記載のとおり、本事業は効率的・効果的な事業の執行の観点から、原則、間接執行の仕組みにより事業を実施することとし、広島県は、執行団体に対して補助を行い、執行団体は、次に定める業務を行うこととする。

#### (1) 起業支援事業の周知・申請者の公募

- ① HPへの掲載等により広報を行うとともに、対象者の掘り起こしを行うこと。
- ② 起業支援金の制度に関して申請希望者に説明を行うこと。
- ③ 申請希望者からの問い合わせ等に適切に対応すること。
- ④ 関係支援機関等との連携を図ること。

#### (2) 起業等をする者の事業計画の審査及び採択並びに起業支援金の交付決定及び支給

##### ① 事業計画の審査及び採択

社会的事業に知見を有する複数（三名以上）の者からなる外部委員会による審査を実施すること（外部委員には一名以上、実際に起業・事業経営を行った経験を有する者を含むこととする。）。

審査に当たっては、第3の1（2）①に定める要件を十分に審査し、継続的かつ、安定した事業運営が可能か確認すること。

##### ② 起業等をする者に対する交付決定

起業支援金と移住支援金とを併給する者に対しては採択後、速やかに移住支援金の申請に必要な起業支援金の交付決定通知を発行すること。

##### ③ 起業等をした者の事業の開始及び実施状況の確認

交付決定後、全ての起業等をした者に対して定期的に事業の実施状況の確認を行うこと。手法は実地視察のみに限定せず、効率的かつ合理的な手法による確認を行うように努めること。

##### ④ 起業等をした者に対する支給額の確定検査

##### ⑤ 起業支援金の支給（精算払）

##### ⑥ 交付決定事業の完了後から5年間の起業等をした者の事業の実施状況及び収益状況の都道府県への報告

##### ⑦ 起業等をした者の財産管理の監督

#### (3) 伴走支援業務

- ① 起業等をする者の事業計画の確認・相談（事業計画の作成代行は不可）
- ② 起業等をした者の事業計画の相談対応
- ③ 起業等をした者の実施状況の確認
- ④ 起業等をした者の経理処理状況の管理・指導
- ⑤ 起業等をした者の販路開拓等の経営支援
- ⑥ 起業等をした者のネットワークの形成支援

#### (4) 個人情報管理

起業支援事業への申請に係る提出書類により執行団体が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用してはならない。ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。

- ① 起業支援事業における申請者の審査・選考・事業管理のため。
- ② 採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ③ 申請情報を統計的に集計・分析し、識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

#### (協力)

第4 執行団体と広島県及び関係市町は、起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

#### (雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、起業支援事業の実施に必要な事項は、広島県と執行団体が協議して定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。